

神川町談合情報等対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が締結する建設工事の請負等の契約に係る入札の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）又は入札談合等の不正行為を疑わせる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合の対応について定めるものとする。

(談合情報等の確認)

第2条 町が締結する建設工事の請負等の契約に係る入札についての談合情報に係る通報を受けた者は、通報者に対して次に掲げる事項、その他必要事項を確認し、直ちに、談合情報調書（様式第1号）を作成し、当該入札事務を所掌する課長（以下「課長」という。）へ送付するものとする。

- (1) 通報者の氏名・連絡先
- (2) 入札対象工事等の名称
- (3) 入札（予定）日時・場所
- (4) 落札予定業者名・金額
- (5) 談合等が行われた日時・場所
- (6) 談合等に関与した業者名
- (7) 談合等の方法

2 課長が、談合情報に係る通報を直接受けたとき又は新聞等の報道（報道機関を経由した通報を含む。以下「報道等」という。）により談合情報を把握したときは、前項と同様に談合情報調書を作成するものとする。

3 報道等により談合情報を把握したときは、課長は、当該報道機関に対して、取材・報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

4 通報者が明らかなきときは、課長は、通報者に対して、情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。

5 課長は、談合疑義事実を得たときは、談合疑義事実調書（様式第2号）を作成するものとする。なお、その後の対応については談合情報と同様に取り扱うものとする。

(町長への報告)

第3条 課長は、談合情報又は談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）を得たときは、速やかに談合情報調書又は談合疑義事実調書に関係書類を添えて、町長に報告するものとする。

(信憑性の判断)

第4条 町長は、必要に応じて神川町請負業者指名選考委員会（以下「指名委員会」という。）に諮り、その信憑性について判断するものとする。

(事情聴取)

第5条 課長は、入札執行前に談合情報を把握した場合は、指名委員会に諮り、信憑性なしと判断できない場合や談合疑義事実を得たときは、入札・契約事務（落札決定、契約締結事務等）を保留し、速やかに事情聴取を行うものとする。

2 事情聴取する場合は、原則としてすべての入札参加業者等から次に掲げる事項について事情を聴取し、その内容について事情聴取書（様式第3号）を作成するものとする。

(1) 他者からの働きかけ等の談合等の事実の有無（ある場合はその内容）

(2) 入札金額（見積額）の算定方法及び体制

(3) 談合等の防止に対する取組み

(4) 共同企業体の結成方法（共同企業体の場合）

(5) その他

3 事情聴取に当たっては、原則として積算に使用した資料等の提出を求めるものとする。なお、聴取内容や提出された積算関係資料に疑義が残る場合は、必要に応じて再調査を行うものとする。

(談合情報等への対応)

第6条 課長は、談合情報等の対応について、指名委員会に諮り、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 「不正行為が確認できない」と判断したときは、入札参加業者等のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第4号）を提出させるとともに、入札執行後に不正行為の事実が明らかと認められた場合は、神川町建設工事請負等競争入札参加者心得等の関係規定に基づき入札を無効とし、契約を解除することがある旨の警告をした後に、入札を執行するものとする。

(2) 「不正行為が疑われる」と判断したときは、入札を取りやめ、又は無効とし落札決定を取り消すものとする。

(3) 「不正行為の事実あり」と判断したときは、前号の措置に加え、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく告発について決定するものとする。

(落札者決定後又は契約締結後に談合情報があった場合の措置)

第7条 落札者決定後又は契約締結後（仮契約後を含む。）に談合情報があった場合は、既に入札結果等を公表していることに留意しつつ、契約締結前に談合情報を得た場合と同様に対応するものとする。ただし、前条第1号及び第2号の措置は、次のとおりとする。

(1) 「不正行為が確認できない」と判断したときは、誓約書の提出を求めるとともに、契約締結後に不正行為の事実が明らかと認められた場合は、神川町建設工事請負等競争入札参加者心得等の関係規定に基づき入札を無効とし、契約を解除することがある旨の警告をした後に、契約を締結するものとする。

(2)「不正行為が疑われる」と判断したときは、契約の解除を検討する。

(処理結果の報告)

第8条 課長は、談合情報等に対する処理結果について、速やかに、談合情報等処理書(様式第5号)を作成し、指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調書又は談合疑義事実調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書、入札(見積)結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料及びその他の関係書類を添えて、町長に報告するものとする。

(談合情報等の公表)

第9条 課長は、告発を行った場合、原則として公表するものとする。

(公正取引委員会への資料送付)

第10条 町長は、第8条に掲げる資料を、様式6号により公正取引委員会事務総局審査局情報管理室長へ送付するものとする。

(警察本部への情報提供)

第11条 町長は、談合情報について明らかに信憑性がないと認められるときを除き、第8条に掲げる資料を、様式7号により埼玉県警察本部長へ送付し、情報提供するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

談 合 情 報 調 書

通報を受けた日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分	
通報を受けた職員		所 属	
		職・氏名	
通報者	会社名（報道機関名等）		
	所 属・職・氏 名		
	連絡先住所・電話番号		
通報手段		電話 ・ F A X ・ 書 面 ・ 報 道 ・ その他 ()	
談 合 情 報 の 内 容	入 札 件 名		
	入札日時・場所	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
	落札（予定）業者		
	落札（予定）金額		
	談 合 等 が 行われた日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
	談 合 等 が 行なわれた場所		
	談 合 等 に 関与した業者		
	談合等の方法		
	そ の 他		

様式第2号（第2条関係）

談 合 疑 義 事 実 調 書

事実を得た日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
入札日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
入札件名	
談合がある と疑うに 足りる 事実を 得た 根拠等	

様式第3号（第5条関係）

事 情 聴 取 書

事 情 聴 取 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
事 情 聴 取 場 所	
入 札 件 名	
事情聴取対象業者名	
事情聴取対象者名	役 職 氏 名
事情聴取者名	職 氏 名
事 情 聴 取 内 容 （ 例 ）	<p>① 貴社ではこの入札に関して、他社から談合の働きかけがありましたか。または、他社に対して談合の働きかけをしましたか。（あった場合は打合せ内容について）</p> <p>② そのような話を聞いたことがありますか。（情報に心当たりがありますか。）</p> <p>③ 貴社ではこの入札に際して、入札金額（見積金額）の算定はどのように行いましたか。（算定方法・体制について）</p> <p>④ 貴社では、談合等の不正行為の防止に対してどのように取り組んでいますか。</p> <p>⑤ 貴社は、この入札に関して、談合等一切の不正行為をしていませんか。</p> <p>⑥ その他</p>

様式第4号（第6条関係）

誓約書

神川町長 あて

下記の入札に関して、神川町建設工事請負等競争入札参加者心得第9条の規定その他関係法令に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後においても同規程及び関係法令を遵守することを誓約します。

また、入札の執行が終了している場合又は今後執行された場合において、当該入札に関する談合等の不正行為の事実があったことが明らかとなった場合には、入札を無効とされ、又は契約を解除されても異議を申し立てません、

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び埼玉県警察本部に送付されても、異議はありません。

記

1 入札対象工事等の名称

2 入札（予定）日時

年 月 日 午前・午後 時 分

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

代理人役職名

代理人氏名

印

様式第5号（第8条関係）

談 合 情 報 等 処 理 書

入 札 件 名	
入札予定日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
入札執行日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
通報を受けた日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
談合情報があった時期	1 指名・公告前 2 入札日前 3 入札開始前 4 落札決定前 5 落札者決定後 6 仮契約後 7 契約後 8 着工後
談合情報等の内容	別紙、談合情報調書のとおり（信憑性： 有 ・ 無 ）
事業聴取	未実施 ・ 実施 （内容：別紙、事情聴取書のとおり）
不正行為の事実の有無	有 ・ 無
処理経過・結果	1 誓約書の提出 2 入札金額見積内訳書の提出 3 入札の中断 4 入札の中止 5 入札の無効 6 契約の解除 7 その他
特記事項	

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 日
号

公正取引委員会 事務総局
審査局情報管理室長 様

神川町長 印

談合情報に関する資料の送付について（通知）

入札談合等不正行為に関する情報について、下記のとおり資料を送付します。

記

様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日 号

埼玉県警察本部長 様

神川町長 印

談合情報に関する資料の送付について（通知）

入札談合等不正行為に関する情報について、下記のとおり資料を送付します。

記